

議案第7号

令和2年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則
について

令和2年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則に
ついて、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

令和2年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第13項の左欄に掲げる局並びに別表第1の第1項から第3項まで、第5項から第9項まで、第11項及び第14項の左欄に掲げる課を置き、本庁の局又は各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる局内課又は課内室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 公印に関すること。</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p><u>(20) 教育委員会の業務の実施状況の監察に関すること。</u></p> <p><u>(21) 教育委員会の適正な業務の執行等の確保に関すること。</u></p> <p><u>(22) 教育委員会の情報公開に係る事務の総括に関すること。</u></p> <p><u>(23) 教育委員会の個人情報保護に係る事務の総括に関すること。</u></p> <p>(24) 略</p> <p>教育環境課・教育人材開発課 略</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導(いじめ・不登校に関するものを除く。)及び職業指導に関すること。</p> <p>(3) 市町村立学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第3項まで、第5項から第9項まで、第11項及び第13項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 公印の<u>管守</u>に関すること。</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>教育環境課・教育人材開発課 略</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村立学校<u>(特別支援学校を除く。)</u>及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導(いじめ・不登校に関するものを除く。)及び職業指導に関すること。</p> <p>(3) 市町村立学校<u>(特別支援学校を除く。)</u>の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p><u>(6) 学校に在籍する児童、生徒等の保護者及び</u></p>

(6) 略

(7) 児童及び生徒の英語教育に関すること。

特別支援教育課

(1) 略

(2) 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(3) 県立特別支援学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(4) 県立特別支援学校及び特別支援学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。

(5) 略

高等学校課

(1)～(9) 略

いじめ・不登校総合対策センター 略

社会教育課

(1)～(6) 略

(7) 社会教育関係団体に関すること。

(8) 学校、家庭及び地域が連携して行う教育に関すること。

人権教育課 略

美術館整備局美術館整備課

県立美術館の整備に関すること。

体育保健課 略

2・3 略

(課長会議)

第6条 略

2 課長会議は、本庁（局及び課を除く。）に置く次長、教育次長及び本庁組織の長（局内課及び課内室の長を除く。）をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第7条 本庁の局、課、局内課及び課内室に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、本庁（局及び課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、美術館整備局に次長を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査

当該学校の教職員で構成される団体の連合会に関すること。

(7) 学校、家庭及び地域が連携して行う教育に関すること。

(8) 略

特別支援教育課

(1) 略

(2) 公立の特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(3) 公立の特別支援学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(4) 公立の特別支援学校及び特別支援学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。

(5) 略

高等学校課

(1)～(9) 略

(10) 児童及び生徒の英語教育に関すること。

いじめ・不登校総合対策センター 略

社会教育課

(1)～(6) 略

(7) 社会教育関係団体に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

人権教育課 略

体育保健課 略

2・3 略

(課長会議)

第6条 略

2 課長会議は、本庁（課を除く。）に置く次長、教育次長及び本庁組織の長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第7条 本庁の各課及び課内室に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主

を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 局、課、局内課又は課内室の長 上司の命を受け、局、課、局内課又は課内室の事務を掌理する。
- (2) 本庁 (局及び課を除く。)に置く次長 略
- (3)・(4) 略
- (5) 美術館整備局に置く次長 上司の命を受け、美術館整備局の事務に参画する。
- (6) 課長補佐 課、局内課又は課内室の長を助けて、課又は課内室の事務に従事し、これらの者に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

(教育局の分掌事務)

第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

(教育局の職制及び職務)

第16条 略

2 特に必要があると認めるときは、教育局に次長

査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 課又は課内室の長 上司の命を受け、課又は課内室の事務を掌理する。
- (2) 本庁 (課を除く。)に置く次長 略
- (3)・(4) 略
- (5) 課長補佐 課又は課内室の長を助けて、課又は課内室の事務に従事し、これらの者に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(教育局の分掌事務)

第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

(教育局の職制及び職務)

第16条 略

2 特に必要があると認めるときは、教育局に次長

<p>又は課長補佐を置くことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>5 小中学校課</td><td><u>学びの改革推進室</u></td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>7 高等学校課</td><td>高校教育企画室</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>12 博物館</td><td>総務課、学芸課、美術振興課</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td>13 美術館整備局</td><td>美術館整備課</td></tr> <tr><td>14 体育保健課</td><td></td></tr> </table>	略		5 小中学校課	<u>学びの改革推進室</u>	略		7 高等学校課	高校教育企画室	略		12 博物館	総務課、学芸課、美術振興課	13 美術館整備局	美術館整備課	14 体育保健課		<p>を置くことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>5 小中学校課</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>7 高等学校課</td><td>高校教育企画室、<u>英語教育推進室</u></td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>12 博物館</td><td>総務課、<u>美術館整備準備室</u>、学芸課、美術振興課</td></tr> <tr><td>13 体育保健課</td><td></td></tr> </table>	略		5 小中学校課		略		7 高等学校課	高校教育企画室、 <u>英語教育推進室</u>	略		12 博物館	総務課、 <u>美術館整備準備室</u> 、学芸課、美術振興課	13 体育保健課	
略																															
5 小中学校課	<u>学びの改革推進室</u>																														
略																															
7 高等学校課	高校教育企画室																														
略																															
12 博物館	総務課、学芸課、美術振興課																														
13 美術館整備局	美術館整備課																														
14 体育保健課																															
略																															
5 小中学校課																															
略																															
7 高等学校課	高校教育企画室、 <u>英語教育推進室</u>																														
略																															
12 博物館	総務課、 <u>美術館整備準備室</u> 、学芸課、美術振興課																														
13 体育保健課																															

（教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会事務局の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。）の種類及び職の設置について定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職</p> <p><u>主幹学芸員・主任学芸員・建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・土木技師・教育相談員・学芸員・学芸員補・専門員</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会事務局の職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>を除く。）の種類及び職の設置について定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職</p> <p>建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・土木技師・教育相談員</p>

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、総務課、学芸課及び美術振興課を置く。</p> <p>2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p>	<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、総務課、<u>美術館整備準備室</u>、学芸課及び美術振興課を置く。</p> <p>2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p>

<p>学芸課・美術振興課 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 博物館に館長を、課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第4条 博物館の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・係長</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>美術館整備準備室</u></p> <p><u>県立美術館の整備に関すること。</u></p> <p>学芸課・美術振興課 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 博物館に館長を、課に課長を、<u>室に室長</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第4条 博物館の職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・<u>室長</u>・課長補佐・係長</p> <p>2・3 略</p>
---	---

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。</p>	<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。</p>

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第2条 青年の家の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第2条 青年の家の職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第2条 少年自然の家の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第2条 少年自然の家の職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 図書館の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。</p>	<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 図書館の職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。</p>

(鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第8条 鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員等の給与の支給に関する規則</u>（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の給与の支給に関する規則</u>（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第9条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p>

<p>(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第7条の規定により置かれる局及び課の長、本庁（局及び課を除く。）に置く次長、理事監、教育次長、<u>参事監及び美術館整備局の次長並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</u></p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第7条の規定により置かれる課の長、本庁（課を除く。）に置く次長、理事監、教育次長<u>及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</u></p> <p>(2)～(7) 略</p>
---	---

（鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正）

第10条 鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5</u>の規定に基づき、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針を定める事項)</p> <p>第4条 <u>法第47条の5</u>第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(学校の運営に関する事項についての意見)</p> <p>第5条 協議会は、<u>法第47条の5</u>第6項の規定により教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会又は対象学校の校長に提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(任命権者に意見を述べることができる事項等)</p> <p>第6条 <u>法第47条の5</u>第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 協議会は、<u>法第47条の5</u>第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会に提出するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6</u>の規定に基づき、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針を定める事項)</p> <p>第4条 <u>法第47条の6</u>第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(学校の運営に関する事項についての意見)</p> <p>第5条 協議会は、<u>法第47条の6</u>第6項の規定により教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会又は対象学校の校長に提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(任命権者に意見を述べることができる事項等)</p> <p>第6条 <u>法第47条の6</u>第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 協議会は、<u>法第47条の6</u>第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会に提出するものとする。</p>

（公立学校の校地校舎等の取得処分等についての届出に関する手続細則の廃止）

第11条 公立学校の校地校舎等の取得処分等についての届出に関する手続細則（昭和29年鳥取県教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。